

第2回

## 多様なライフスタイルと「家族」

講師

堀内 かおる

これからの人生を歩んでいくうえで、何歳くらいのときに、どのようなことをして、誰とどのような生活を営んでいきたいと思いませんか？今日は、これからの人生の中で出会うかもしれない「家族」と「ライフスタイル」について考えます。また、法律上、家族はどのようにとらえられているのか理解し、法的に発生する義務についても学びます。

### ◆◆◆ きょうのキーワード ◆◆◆

#### ライフスタイル

その人が生まれてから亡くなるまでの人生のあゆみのことを、「ライフコース」といいます。ライフコースには、多くの人が共通に経験するできごと（入学、卒業、就職など）や、その人の人生特有のできごと（結婚、子どもの誕生など）が生じます。人生（ライフコース）において大きな意味を持つこれらのできごとのことを、「ライフイベント」といいます。誰かと家族をつくったり、あるいは一人であることを選び、さまざまなライフイベントを経験しながら生きていく、その人なりの人生の過ごし方のことを、「ライフスタイル」といいます。

#### 法律からみた「家族」

「家族」をどうとらえるかは人によって多様であり、一つの定義を与えることが困難です。また、法律上では、「家族」ではなく、「親族」という言葉が使われます。家族に関する法律としては、民法、戸籍法などがあります。民法では、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（婚姻によりできた親族。配偶者の血族）を「親族」と規定しています。「血族」とは、血縁によってつながっている親族のことです。

#### 親権と扶養義務

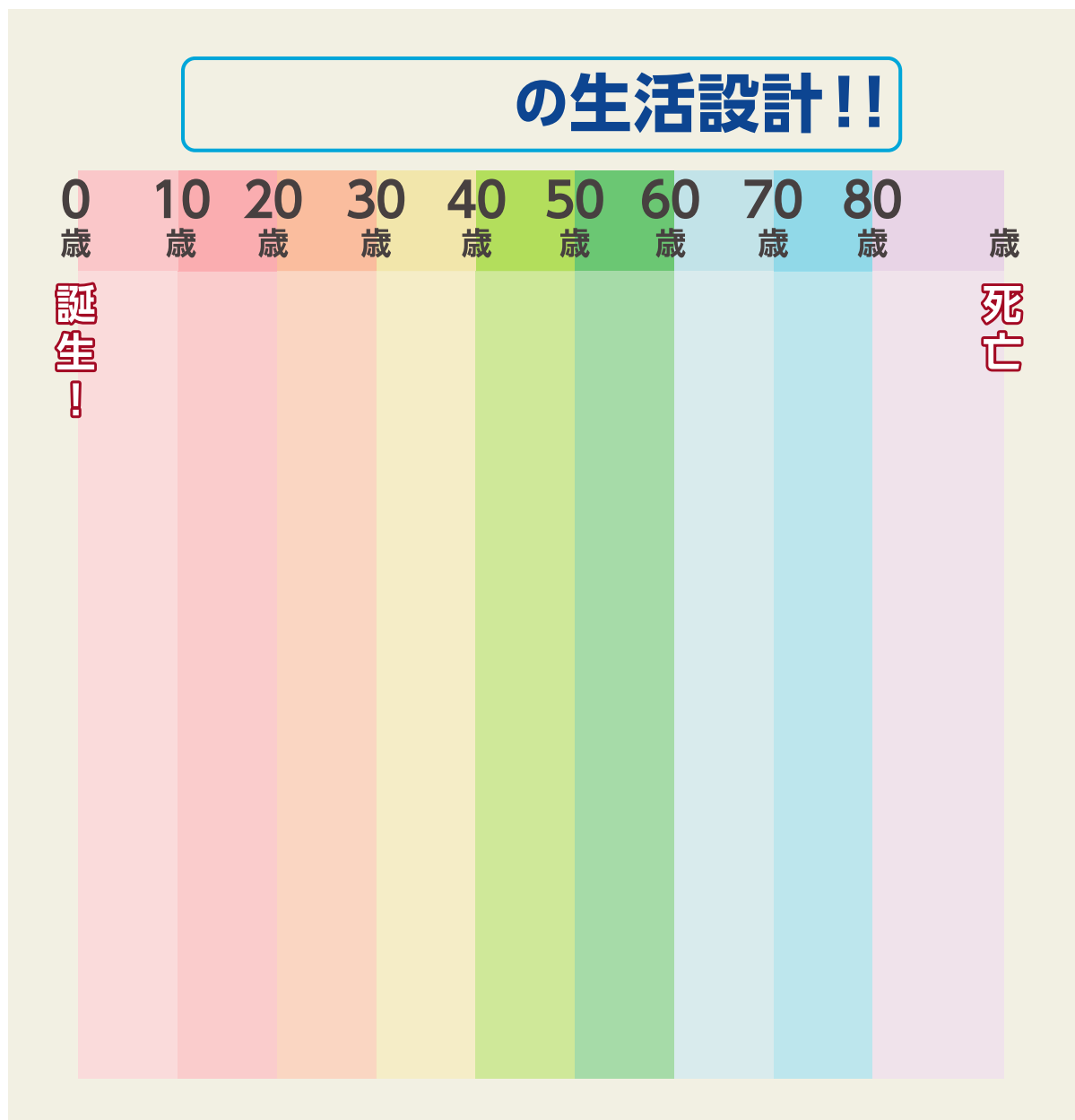
親は子どもが成年に達するまで親権を有し、子の監護と教育、財産管理の権利と義務を負っています。夫妻（父母）が離婚した場合でも、親の子に対する扶養義務や相続関係などの法律上の権利・義務は引き続き、一生変わることはありません。また、直系血族と兄弟姉妹は互いに扶養、つまり助け合い生活の面倒を見る義務があります。そして、特別の事情があるときには、家庭裁判所は、3親等内の親族間（おじ・おば・めい・おいなど）に対し、扶養の義務を負わせることができます。このように、民法の定める扶養義務の範囲は実態とは異なり、かなり広いものとなっています。しかし、これらの義務が生じるのは、成年に達してからになります。

## ステップ・ファミリー

以前のパートナーとの間にもうけた子どもを連れて、再婚または結婚することによってできた「家族」のことです。血縁ではない親子関係を含んでいます。

## 1 1 どんなライフスタイルを選ぶ？

これから先の自分の人生を予想して、年表を書いてみましょう。何歳くらいに、どのようなライフイベントを経験し、誰と、あるいは一人で、どのような生活をしていきたいか考えてみましょう。



このページ掲載の文章・画像の無断転載及び商用利用を固く禁じます。

2 自分にとって「家族」とは？

りゅうちえるさんと高校生たちの話を聞いて、「家族」について共感できることや、自分の考えとは違うと思ったことはありませんか？ 自分が家族だと思う範囲や、気づいたことを書いてみましょう。

---

---

---

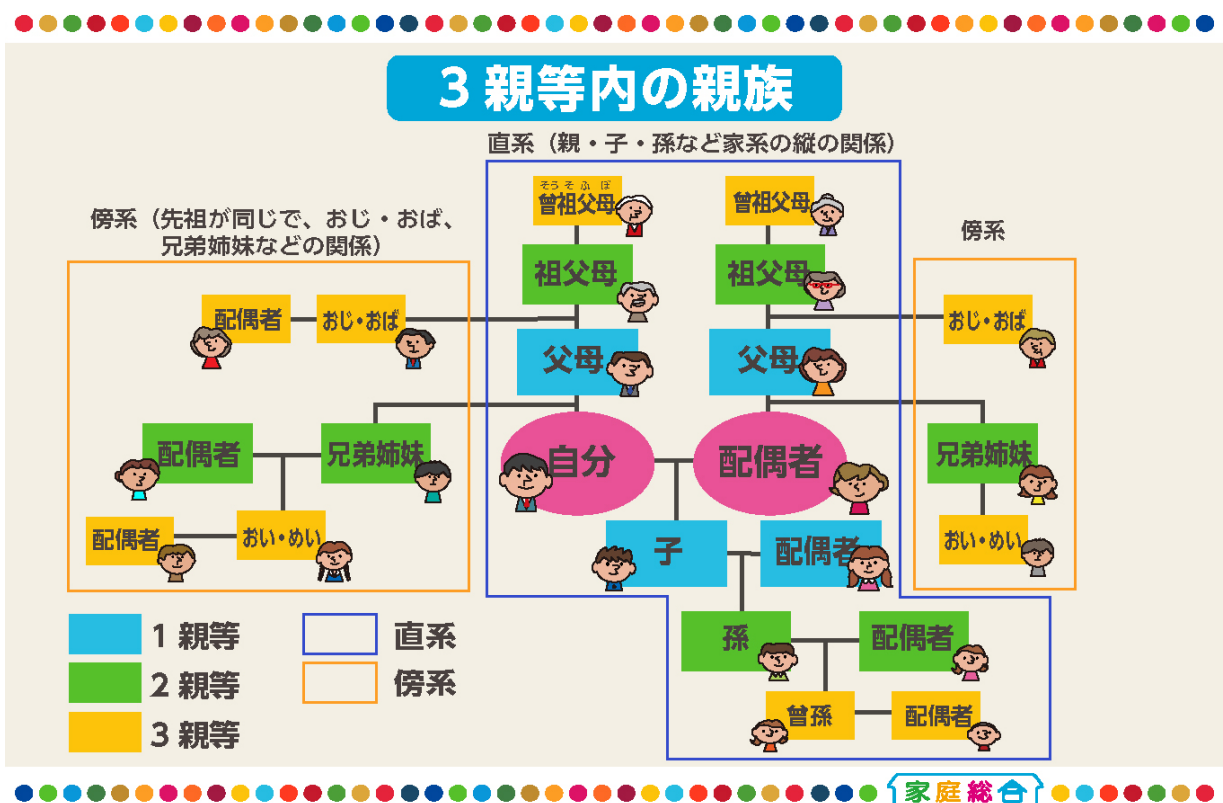
---

---

---

---

---



memo

---

---

---

---

---

---

---

---

**3** いろいろな「家族」のカタチ

番組で紹介された2つの「家族」の話を聞いて、どのように感じましたか？  
あなたの感想を書いてみましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

**きょうのまとめ**

あなたはどんなことを大切にして、ライフコースを歩んでいきたいですか？また、どんな  
ライフスタイルを選択していきたいと思いますか？あなたの考えを書いてみましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

**memo**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## わたしたちの未来 ～ SDGs 17のゴール ～

## 目標5 ジェンダー平等を実現しよう

社会的・文化的につくられる性別といわれるジェンダーは、「男性は・女性はこうあるべき」という固定観念を表しています。1979年に国連によって採択され、1985年に日本も批准した「女子差別撤廃条約」では、女性であることを理由に被るさまざまな差別の撤廃が掲げられました。その後、日本では1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定されるなど、ジェンダー平等に向けた取り組みは進められていますが、まだ多くの課題が残っています。また、ジェンダーによってもたらされる差別は、女性に対するものだとみなされがちですが、男性にとっても、「男らしさ」が求められ、精神的にプレッシャーを感じることもあるでしょう。性別を問わず、自分の能力や個性を生かして自分らしく生きられる社会の実現のために、ジェンダー平等の実現は不可欠なのです。



今回は、世界153か国における男女格差についての現状を政治・経済・教育・健康の4部門で比較した2019年の調査結果を紹介しました。いわゆるジェンダー格差が少ないのは1位アイスランド、2位ノルウェー、3位フィンランドなど。そして、日本の順位は121位と、過去最低の結果となりました。特に経済や政治の分野でまだまだ男女平等とはいえない、格差が存在しているのです。どうしたら日本でもジェンダー平等が実現できるのか、家庭総合の学習を通して考えていきましょう。

## memo

---



---



---



---